

令和4年度組織再編内容

1 組織体制の変更

(1) 産業観光部

部名	変更点	変更理由
産業観光部 ↓ 産業経済部	・部の名称を「産業経済部」に変更する。	・産業政策及び観光・文化政策の強化を図るため、産業観光部を分割・再編する。

課名	変更点	変更理由
観光課	・「観光課」を「観光文化部」へ移管する。	・「産業観光部」の分割・再編に伴い、組織体制を変更する。
文化資源活用課	・「文化資源活用課」を「観光文化部」へ移管する。	・「産業観光部」の分割・再編に伴い、組織体制を変更する。
文化資源活用課 オリンピック・パラリンピック推進室 ↓ 廃止	・「オリンピック・パラリンピック推進室」を廃止する。 ・「オリンピック・パラリンピック推進担当」を廃止する。	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了による。

(2) 観光文化部

部名	変更点	変更理由
【新設】 観光文化部	・「観光文化部」を新設する。	・産業政策及び観光・文化政策の強化を図るため、産業観光部を分割・再編する。

課名	変更点	変更理由
文化資源活用課 ↓ 文化振興課	・「文化政策担当」と「文化係」を統合し、「文化振興係」とする。 ・「都市交流担当」を「都市交流係」に変更する。 ・再編に伴い、課の名称を「文化振興課」に変更する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。

(3) 行政経営部

課名	変更点	変更理由
【新設】 行政総務課 行政手続オンライン化 推進室	・「行政総務課」に「行政手続オンライン化推進室」を新設する。 ・「行政手続オンライン化推進室」に「行政手続オンライン化推進担当」を設置する。	・行政手続のオンライン化に向けて、電子決裁、電子契約、電子文書管理等の業務に一元的に対応するため、室を設置する。
資産活用課	・「施設営繕担当」を「建築住宅課」へ移管する。 ・移管に伴い、「施設営繕担当」を「施設営繕係」に変更する。	・「庁舎建設課」の新設に伴い、組織体制を変更する。
【新設】 庁舎建設課	・「庁舎建設課」を新設する。 ・「庁舎建設課」に「庁舎建設担当」を設置する。	・新庁舎建設工事の本格化を踏まえ、増大する業務や想定外の事態等に対応するため、課を新設し、体制強化を図る。

(4) 教育部

課名	変更点	変更理由
社会教育課	・「文化係」を「観光文化部」へ移管する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。
博物館課	・「博物館課」を「観光文化部」へ移管する。	・川越し街道の賑わい創出を博物館と一体となって取り組むとともに、文化財の保存と活用を推進する体制を強化するため、教育部から観光文化部へ移管する。